

最新税務裁判例

外国税額控除の余裕枠を利用した銀行取引について、外国税額控除の適用が否定された事例（大阪地裁平成13年12月14日判決、大阪高裁平成15年5月14日判決、最高裁平成17年12月19日判決）

鳥飼総合法律事務所 弁護士 石井 亮

1 はじめに

今回紹介する判決は、最高裁が外国税額控除の余裕枠を利用した銀行取引につき法人税法69条所定の外国税額控除が適用できるかが争われた事案において、最高裁がその適用を否定したというものです。

この種の事案は本件を含めて3件ありましたが、高裁レベルでは下記のとおり判断が分かれていました。このような状況で出されたのが本件判決です。

① 旧三和銀行事件

○：銀行側勝訴、×：国側勝訴

○第一審：大阪地裁平成14年9月20日

○控訴審：大阪高裁平成16年7月29日

② 旧住友銀行事件

○第一審：大阪地裁平成13年5月18日

×控訴審：大阪高裁平成14年6月14日

③ 旧大和銀行事件（本件）

○第一審：大阪地裁平成13年12月14日

○控訴審：大阪高裁平成15年5月14日

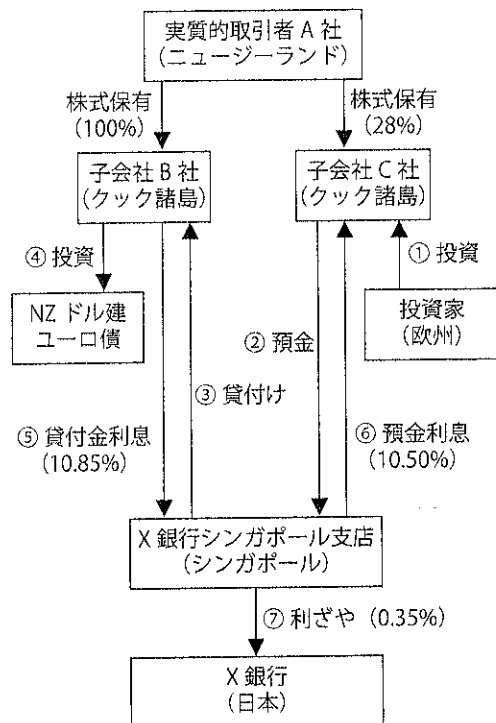
本件で直接問題となったのは、外国税額控除が適用できるかという点です。しかし、本件の意義は単に外国税額控除制度をどう解釈するかという事にとどまるものではありません。租税法規をどう解釈すべきかという租税法の解釈方法についての根源的な問題を含んでいます。このような点からもきわめて重要な意義を有する判決です。

2 事案の概要

本件で問題となった取引とは右図のようなものです。

本件取引により、X銀行に0.35%の利ざやが生じます。しかし、⑤に対して、クック諸島におけ

（本件取引）



る15%の源泉税が課されるので、この源泉税を考慮すると⑤と⑥との間に逆ザヤが生じることになります。X銀行としては、外国税額控除が認められることになって初めて、本件取引で利益が生じるのです。

X銀行は、上記③のローン契約に基づきクック諸島において源泉税を納付したとして、平成3年4月1日から同4年3月31日まで、同年4月1日から同5年3月31日まで、同年4月1日から同6年3月31日までの3事業年度の申告において、上記源泉税額を税額控除しました。課税庁は、上記税額控除は認められないとして、前記3事業年度の各法人税につき、各更正処分及び過少申告加算税賦課処分を行ったため、Xがこれを不服として、その取消しを求めました。

3 争点

本件の争点は、X銀行がクック諸島において納付した源泉税につき、法人税法69条に基づく税額控除が認められるか、という点にあります。

本件事案において、法人税法69条を形式的に当てはめれば、外国税額控除が認められることになりそうです。これに対して、被告は①私法上の法律構成による否認、②法人税法69条の限定解釈という主張を行いました。

4 当事者の主張

1 私法上の法律構成による否認が可能か

(1) 被告の主張

ア 課税は、第一義的に私法の適用を受ける経済取引の存在を前提として行われるのであるから、私法上の法律構成においても、当事者間の表面的形式的合意にとらわれることなく、経済的実態を考慮して実質的に認定し、当事者が真に意図した私法上の法律構成による私法上の合意内容に基づいて課税を行うべきである。

イ 前記②の預金契約、③のローン契約におけるB社、C社及びX銀行の真の意思は、C社の租税負担の回避にある。したがって前記②の預金契約及び③のローン契約は、外国税額控除の余裕枠についての売買契約であり、貸金契約及び預金契約としては、通謀虚偽表示として無効である。

ウ したがって、X銀行がローン契約に基づく貸付金利息に関し負担したとされるクック諸島源泉税は、法人税法69条1項の定める外国法人税には当たらない。仮に無効でないとしても、真意に従った課税がなされるべきであり、法人税法69条の適用はない。

(2) 原告の主張

ア 私法上の事実認定はあくまで私法上の観点から行われるべきである。被告が主張するように外国税額控除の余裕枠提供の対価と評価し、ローン契約は無効と主張するのは、経済的成果なり目的なりに則して法律要件の存否を判断することに他ならず、明文の規定なく租税回避行為に否認を認めるものである。

イ ある取引を行うに当たり、複数の選択肢が

ある場合、契約当事者がどのような選択肢を選ぶかは当事者の自由であり、課税上最も有利な方法を選択したからといって非難されるいわれはなく、本件取引が仮装であるということとはできない。

2 法人税法69条の適用制限が可能か

(1) 被告の主張

ア 外国税額控除制度は、資本輸出の中立性の維持など経済的中立性の維持を目的としたものであり、外国税額控除は納税者に恩恵的に与えられるものである。

イ 課税減免規定は、一般の課税根拠規定と異なり、特有の趣旨目的を有するものであるから、その立法趣旨に従って、解釈するのは当然である。当該規定の趣旨目的に反する行為につき課税減免を認める理由はない。

ウ 法人税法69条1項「納付することとなる場合」とは、正当な事業目的を有する通常の経済活動に伴う国際取引から必然的に外国税を納付することとなる場合をいう。

エ 取引の経緯、契約内容（逆ぎやが生じること）、資金の流れなどからすれば、本件取引に正当な事業目的はない。

(2) 原告の主張

ア 外国税額控除制度は、二重課税排除の方式として国際的にも確立された制度であり、いわゆる政策的な優遇措置ではない。一括限度額方式では、構造的に控除余裕枠の彼此流用が生じることは明らかであるが、法は一定の彼此流用を課税上割り切って制限した。

イ 課税根拠規定と異なり課税減免規定については広く限定解釈が許されるという被告の論理は法的安定性を害し、課税規定を拡大解釈したのと同様の結果をもたらすか、租税法律主義からは許されない。

ウ 法69条の「納付」とは文言として一義的であり、ここに「正当な事業目的を有する…外国税を納付することとなる場合」との趣旨を読み込む余地はない。

エ 本件の預金取引及び貸金取引は原告の事業目的に沿った取引であり、かつ通常の経済合理性ある取引である。また、彼此流用が起きている点をとらえても、前述のように法69条は一定の限度で彼此流用を許容しており、

本件取引は決して法69条の趣旨に反する取引ではない。

5 判決

1 第一審判決：大阪地裁平成13年12月14日（請求認容）

(1) 私法上の法律構成による否認について

私法上の法律構成による否認が一般論としては可能であるとしながらも、本件では用いられた法形式は仮装ではなく、契約当事者の真意に合致するとしました。

ア 私法上の法律構成による否認は可能である

「その経済取引の意義内容を当事者の合意の単なる表面的、形式的な意味によって判断するのは相当ではなく、裁判所は、私法上の真実の法律関係に立ち入って判断すべきであって、このような裁判所による事実認定の結果として、納税者側の主張と異なる課税要件該当事実を認定し、課税が行われることは私法上の真実の法律関係に即した課税であり、当然のことであるといえる。そして、かかる事実認定を行い得る場合としては、①当該取引が実体のない仮装取引である場合と②表面的、形式的に存在する法律関係とは別に真実の法律関係が存する場合が考えられる。」

イ 本件取引は仮装行為ではない

「本件取引の当事者らは、本件取引により、所期の目的を達成するために、本件取引の形式を選択し、それに応じた法的効果を意図して本件ローン契約・本件預金契約を締結したのであって、当該法的形式と法的効果は一致しており、これをもって、仮装行為であると解することは困難である。」

ウ 本件取引は真実の法律関係と合致する

「当事者が求めた経済的目的は、C社及びB社にとっては、C社からB社へより低いコストで資金を移動させるため、原告を介して、その外国税額控除の余裕枠を利用してクック諸島源泉税を軽減することであり、原告にとっては、外国税額控除の余裕枠を提供し、利得を得ることにあるのである。このように、当事者の経済的目的を法律関係として端的に構成すると、原告からC社への役務の提供契約ということができそうである」

「しかしながら、原告、C社及びB社は、この役務を実現するための法律関係として、本件取引及びその結果として生ずる原告による本件源泉税の納付を選択したものであり、この法律関係が、被告主張のように、単なる外国税額控除の余裕枠の売買、あるいは、B社がC社に対して負っていた貸付金利息を原告を介してC社が取得することとみなすことは、経済的な実態については的を射たものといえても、法律関係の解釈としては擬制にすぎ、前述のとおり、本件でいう『役務』が必然的に本件契約という法律関係を介在させてはじめて提供し得る性質のものであることにかんがみると、原告、C社及びB社の選択した法律関係が当事者の真実の法律関係ではないとするのは、余りに本件の経済的成果や目的にのみとらわれた解釈であって相当ではない。」

「如何なる法律関係を用いるかは、第一次的には、当事者の選択にゆだねられているというべきであり、まして、原告は資金仲介機能を有する銀行であり、預金受入及び貸付は本来業務であること、本件ローン契約による収益を原告においては預金担保案件のカテゴリーに含めて審査検討していたことからすると、当事者の真意としても本件預金契約・本件ローン契約として本件取引を選択していたものと解するのが合理的である」。

(2) 法人税法69条の適用制限について

一般論として、課税減免規定の限定解釈を認め、さらに法人税法69条についても、限定解釈の可能性は認めましたが、結論としては、外国税額控除の適用を認めました。

ア 租税法規の限定解釈は可能である

「租税法律主義の見地からすると、租税法規は、納税者の有利・不利にかかわらず、みだりに拡張解釈したり縮小解釈することは許されないと解される。しかし、税額控除の規定を含む減免規定は、通常、政策的判断から設けられた規定であり、その趣旨・目的に合致しない場合を除外するとの解釈をとる余地もあり、また、これらの規定については、租税負担公平の原則から不公平の拡大を防止するため、解釈の狭義性が要請されるものとい

うことができる」。

イ 法人税法69条「納付」も限定解釈できる

「その根底には、あくまでも内国法人の海外における事業活動を阻害しないという政策があるのであるから、およそ正当な事業目的がなく、税額控除の利用のみを目的とするような取引により外国法人税を納付することとなるような場合には、納付自体が真正なものであったとしても、法69条が適用されないとの解釈が許容される余地がある。」

「法69条1項の『納付することとなる場合』という文言は、その『納付』という概念自体及び我が国税税法上第三者の納付も許容されていることにかんがみ、限定解釈する余地が極めて狭い上、グレゴリー事件判決において確立されたといわれる『事業目的の原理』と同趣旨の概念である『正当な事業目的』を用いて『納付』の意味・内容を限定することには無理があり、困難であるといわざるを得ない。しかも、『正当な事業目的』か否かを判断するために総合考慮されるべき要素の大半は『妥当性』という判断と結びつけられていて、結局、被告のいう『正当な事業目的』か否かは、事業を全体としてみて妥当なものか否かという判断に帰着することとなるのは明らかであって、かかる判断自体客観性に問題があり、国民の経済活動の予測可能性を害する危険をはらんでいると評価せざるを得ない。のみならず、正当な事業目的を認定するには、事業目的の多様性、私的自治の原則、経済的合理人として租税の軽減を図ることは一般的に許容されていること、営利法人にとって最大の関心事は、税引き後利益であり、税を企業経営若しくは投資その他の利潤追求行動上のコストの一つとして認識することは当然であること、さらに、前記のとおり、税額控除の枠を自らの事業活動上の能力、資源として利用することを法が一般に禁じているとは解されないことなどに留意する必要がある、かつ、租税法律主義から要請される基準の明確性からもきわめて問題があるといわなければならない。」

「これらの点にかんがみるならば、取引各当事者に、税額控除の枠を利用すること以外

におよそ事業目的がない場合や、それ以外の事業目的が極めて限局されたものである場合には、『納付することとなる場合』には当たらないが、それ以外の場合には『納付することとなる場合』に該当するという基準が採用されるべきである」。

ウ 本件では事業目的がある

「原告は、自らの金融機関としての業務の一環として、自らの外国税額控除枠を利用してコストを引き下げた融資を行ったのであり、これらの行為が事業目的のない不自然な取引であると断ずることはできない」

2 控訴審判決：大阪高裁平成15年5月14日（控訴棄却）

基本的に第一審判決と同じですが、限定解釈との関係で、次のように判示しています。

「本件取引は、資金仲介機能を有する被控訴人が、顧客に対し金融サービスを提供すべく融資のための資金調達と調達した資金の運用をして自らも利ざやを確保するために外国税額控除枠の利用をも踏まえて検討のうえ実施したものであり、金融機関として採算のとれるものであって、被控訴人に事業目的が認められるものである。本件において、外国税額控除枠を利用する以外におよそ事業目的がないとか、それ以外の事業目的が極めて限局されたものであるということとはできない」。

3 上告審判決：最高裁平成17年12月19日（原判決破棄、第一審判決取消し、請求棄却）

以下のように述べて、原判決を破棄し、請求を棄却しました。なお、私法上の法律構成による否認については、特段の判示はなされませんでした。

「法人税法69条の定める外国税額控除の制度は、内国法人が外国法人税を納付することとなる場合に、一定の限度で、その外国法人税の額を我が国の法人税の額から控除するという制度である。これは、同一の所得に対する国際的二重課税を排斥し、かつ、事業活動に対する税制の中立性を確保しようとする政策目的に基づく制度である」。

「ところが、本件取引は、全体としてみれば、

本来は外国法人が負担すべき外国法人税について我が国の銀行である被告が対価を得て引き受け、その負担を自己の外国税額控除の余裕枠を利用して国内で納付すべき法人税額を減らすことによって免れ、最終的に利益を得ようとするものであるということができ、これは、我が国の外国税額控除制度をその本来の趣旨目的から著しく逸脱する態様で利用して納税を免れ、我が国において納付されるべき法人税額を減少させた上、この免れた税額を原資とする利益を取引関係者が享受するために、取引自体によっては外国法人税を負担すれば損失が生ずるだけであるという本件取引をあえて行うというものであって、我が国においては我が国の納税者の負担の下に取引関係者の利益を図るものというほかない。そうすると、本件取引に基づいて生じた所得に対する外国法人税を法人税法69条の定める外国税額控除の対象とすることは、外国税額控除制度を濫用するものであり、さらには、税負担の公平を著しく害するものとして許されないというべきである」

6 解説

以上のとおり、最高裁は原告がクック諸島において納付した源泉税につき、法人税法69条に基づく税額控除を認めませんでした。しかし、最高裁はどのような法的根拠に基づいて、このような結論を導いたのででしょうか。判断基準はどのようなものだったのでしょうか。また、本判決の射程はどこまで及ぶのでしょうか。これらの点について、若干の検討を行いたいと思います。

なお、私法上の法律構成による否認については、最高裁判決では特段の判示がなされませんでしたので、この点についての検討は割愛させていただきます（詳細は、今村隆「租税回避行為の否認と契約解釈(1)(2)(3)(4)」税理42巻14号206頁、15号262頁、43巻1号242頁、3号205頁。また、映画フィルムリースに関する最高裁平成18年1月24日判決）。

(1) 法的な根拠はどこにあるのか

被告は第一審・控訴審において、法人税法69条所定の「納付することとなる場合」という要件が限定解釈されるべきだという主張を展開し

ていました。裁判所も「税額控除の枠を利用すること以外におよそ事業目的がない場合や、それ以外の事業目的が極めて限局されたものである場合には、『納付することとなる場合』には当らない」として、限定解釈自体は認めていました。

しかし、最高裁は法人税法69条「納付することとなる場合」が特定の場合に限られるというような判示は行っていません。これを素直に読む限り、「納付することとなる場合」という要件を限定解釈したわけではなさそうです。

それでは、なぜ、最高裁は、「納付することとなる場合」の限定解釈という手法をとらなかったのでしょうか。「納付することとなる場合」という文言から、「税額控除の枠を利用すること以外におよそ事業目的がない場合や、それ以外の事業目的が極めて限局されたものである場合には、『納付することとなる場合』には当らない」との内容を読み取るのは、困難です。最高裁が「納付することとなる場合」という要件を限定解釈するような判示を行わなかったのはこのような配慮があったと思われます。

しかし、そうすると、今度は法律上どのような根拠に基づいて法人税法69条の適用が制限されたのかという点に疑義が生じます。最高裁の「濫用」という言葉から思いつくのは、「権利の濫用」の法理です。租税法律主義という大原則からすれば、租税法において「権利の濫用」の法理を認めることに躊躇を感じますが、「法律による行政の原理」が妥当する行政法の分野でも権利濫用の法理は認められています（宇賀克也『行政法概説。(第2版)』46頁)。ですから、租税法でも「権利の濫用」の法理を認めることは不可能ではないでしょう。本件控訴審に対する評釈の中でも、「法の一般理論である民法第1条の3の権利濫用規定を最後のよりどころ」にすべきとの指摘がなされていました（水野忠恒「外国税額控除に関する最近の裁判例とその問題点」INTERNATIONAL TAX vol23 no.3）。このような状況からすると、最高裁が「権利の濫用」の法理に依拠した可能性も十分あるように思われます。

もし、そうであるなら、今後、租税法上、「権利の濫用」の法理がどのように形で現れる

のか、検討が必要でしょう。

(2) 「事業目的の原理」が採用されたのか

第一審・控訴審とも租税回避目的以外の「事業目的」の有無が争われましたが、これはアメリカ法における「事業目的の原理」を強く意識したものです。

「事業目的の原理 (business purpose doctrine)」とは、アメリカ法において認められた法理で、立法目的と無縁な租税回避目的のみを目的とする行為を非課税規定の適用から排除するというものです (金子宏『租税法 (第11版)』130頁～131頁)。

それでは最高裁判決はこの「事業目的の原理」を採用したのでしょうか。最高裁判決は一般論として「事業目的の原理」を展開せず、また「あえて行う」、「図る」など当事者の主観に着目しつつも、租税回避目的以外の事業目的の検討は行っていません。第一審と控訴審ではこの原理の内容について、かなり錯綜した議論がなされていたことも踏まえると、最高裁はあえて事業目的の原理についての踏み込んだ判断を行わなかったものと思われる。

租税回避目的以外の事業目的があるとの主張が法的にどのように位置付けられるかは、今後の判例の蓄積に委ねられていると思われる。

(3) 本件判決の射程をどう考えるか

本判決は一般論をほとんど展開しておらず、一種の事例判決と言えそうです。ただし、「濫用」という極めて広汎な理念を援用していることから、様々な事案において本判決が先例として援用される可能性があります。租税法主義を没却しないためにも、本判決の射程は慎重に考えるべきだと思われる。

まず、本件判決は、わざわざ、法人税法69条所定の外国税額控除の規定が政策目的に基づく制度であると認定しています。第一審及び控訴審では限定解釈を正当化する理由として外国税額控除の規定が非課税規定である点を挙げていたことを踏まえ、最高裁は外国税額控除の規定があくまで政策目的に基づく制度であることを前提として、同条の適用を排除したものと考えるべきでしょう。したがって、本件判決の射程はとりあえずは政策目的に基づく制度に限られると考えるべきです。つまり、「所得課

税の基本構造としての規定」の問題となる事案について、本件判決は先例とならないということです。ただし、問題となる規定が政策目的か、そうでないかの判断は困難で、今後この点が争われることも予想されます。

また、本件は取引自体がかなり特殊な事案です。そもそも外国税額控除の適用がなければ、逆ざやが生じる取引です。しかも、わが国の法人税法上の課税対象が、支払預金利息を控除した0.35%に過ぎないにもかかわらず、クック諸島の源泉税が支払預金利息控除前の10.85%に対して課されており、二重課税がそもそも生じているかについても疑義が生じるようなものでした。ですから最高裁も「あえて行う」とか、「図る」とか、当事者の主観に着目した判示を行っていますが、単なる租税回避の「意図」のみを決め手に制度の濫用としたものと評価されるべきではありません。この点についても、本判決は安易に援用されるべきではないと思われます。

(4) 最後に

本判決で最高裁は租税回避行為に対して、司法も積極的に対応するとの姿勢を示しました。特に国際租税回避の問題は国同士の税の奪い合いという側面があることからすると、このような税の奪い合いで日本国が不利な立場を甘受するものではないことを示したともいえます。

ただ、その反面、その根拠、基準が明確ではなく、納税者の予見可能性を著しく害するものであることは否定できません。今後、さらに本判決の根拠及びその射程を検討し、予見可能性を高める必要があると思われる。

